

「顧客本位の業務運営に関する原則（案）」（1/19公表）に係る意見等について

一般社団法人 信託協会

番号	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
1	<p>「本原則の対象（P.2）」及び「本原則の採用するアプローチ（P.2～3）」</p>	<p>「顧客本位の業務運営を実現するための明確な方針」（以下、『方針』）の形式については、例えば金融持株会社グループを想定した場合の以下の例のように、金融事業者の創意工夫による様々な形式が認められるとの認識でよいか。</p> <p>1. 顧客の分かりやすさに留意した上で、以下の3つ（全て公表）を合わせて『方針』とする。</p> <p>①「基本方針」：グループとして顧客本位の業務運営を実現するための理念や考え方を示したもの。</p> <p>②「機能別方針」：①の内容を踏まえたグループの機能別の方針を定めたもの。</p> <p>③「行動計画」：①及び②の内容を踏まえた具体的な施策。</p> <p>※①②は持株会社が、③はグループに属する金融事業者（以下、子会社等）が策定。なお、子会社等は、グループとの資本関係や提供する商品・サービス等を勘案した上で、①及び②のうち該当する項目を遵守するか否か判断する。</p> <p>2. 実効性に留意した上で、「行動計画」はその進捗状況を定期的に確認・見直し、①及び②については例えば原則（案）が見直された</p>	<p>原則（案）の中では「・当該方針を定期的に見直す※」とされているところ、定期的な見直しを行うこと想定していない理念や考え方も『方針』に含めることができるのか、また、原則（案）に示されている各原則並びに注はその具体性が異なるところ、それらを網羅的に一つのものに纏めて記載・公表することのみを想定されているのかどうか、確認したいため。</p> <p>※P.2「本原則の採択するアプローチ」3パラグラフ 3ポツ目</p>

番号	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
		場合に、必要に応じて見直しを検討する。	
2	「本原則の採用するアプローチ(P.2~3)	原則(案)に示される各原則や(注)のうち、当該金融事業者の業務内容に照らして直接は関係が無いものがある場合(例えば資産管理専門信託銀行の場合、パッケージ商品の組成や販売に係る(注))、『方針』において敢えてその旨を記載(説明)する必要は無いとの認識でよいか。	原則(案)の中では原則2~7に示される内容について「・実施しない場合にはその理由や代替策を、」盛り込むことが求められているが、例えば「該当する業務が無いため」との形式的な記載(説明)は、顧客にとっての分かりやすさにおいて、特段の意味を持たないものであると考えられるため。
3	【利益相反の適切な管理】(P.4)	例えば銀行法等に基づき顧客の利益が不当に害されることのないよう講ずる措置の実施の方針(以下、「利益相反管理方針」)を別途策定しその概要を公表している場合に、当該利益相反管理方針を「方針」に組み込み、「方針」を銀行法等に基づく「利益相反管理方針」と兼ねるものとすることや、「方針」において利益相反の適切な管理に係る説明を行う場合に『別途策定・公表している「利益相反管理方針の概要」参照』というような対応など、「方針」や「利益相反管理方針」の策定・公表方法は、顧客の分かりやすさに留意した上で、事業者の工夫により様々な選択が採り得るとの認識でよいか。	確認のため。
4	【手数料等の明確化】(P.5)	情報提供すべき「顧客が負担する手数料その他の費用の詳細」については、例えば販売時点で定量的に示すのが困難な性質の費用や手数料については、定性的に提供すること、また、その費用等をどこまで細分化し情報提供するかについては、顧客の理解に資するかどうかを金融事業者で検討し判断することができるとの認識でよいか。	確認のため。
5	【重要な情報の分かりやす	「金融事業者は、複数の金融商品・サービスを①パッケージとして販売・推奨等する場合には、②個別に購入することが可能であるか否かを顧客に示すとともに、③パッケージ化する場合としない場合を顧客	1. 例えば顧客が金融事業者に、投資対象としての投資信託や株式の銘柄(以下、「組入商品」)の選定やその売買発注等の投資に必要な権限を委任する契約を締結する場合、取引単位等から個人で

番号	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
	<p>い提供】 (注 2) (P.5)</p>	<p><u>が比較することが可能となるよう</u>、それぞれの重要な情報について提供すべきである」とされているが、</p> <p>1. ①について、取り扱う商品・サービスのうちどれをパッケージと考えるかについて、例えば以下のような着眼点のもとに金融事業者で判断することができるとの認識でよいか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投資信託について、ファンドオブファンズのように複数の投資信託を組み合わせている場合には該当するが、バランスファンドのように、あくまでも株式や債券を組み合わせたものについては該当しない。 ・財産の運用を目的とする信託契約や投資一任契約において、委託者や委任者から受権された範囲で運用する結果、金融商品が運用財産に含まれることとなる場合については、パッケージに該当しない。 <p>2. ②③について、個別の商品・サービスとしては当該金融事業者では販売を取り扱っていない場合や、個人ではマーケットで購入できない場合には、その旨及びそのため例えば手数料について、厳密な比較が困難である旨を伝えることが対応として考えられるという理解でよいか。</p>	<p>は実態として購入困難なものを組入れている場合もあり、また、組入商品の割合は状況に応じて見直すことから、パッケージ化する場合としない場合の単純な比較が困難な金融商品・サービスも存在するため。</p> <p>2. 自社で個別の商品・サービスとしては取り扱っていないものに関して、同業他社や他業では取り扱っている可能性がある場合であっても、必ずしも詳細な情報を持っているわけではないため。</p>
6	<p>【顧客にふさわしいサービスの提供】原則 6. 及び (注 2)</p>	<p>1. 金融商品の組成に携わる金融事業者（以下「組成会社」という）と販売に携わる金融事業者（以下「販売会社」という）の双方が、同一グループに属する会社ではない金融商品の組成・販売においても(注2)が留意事項として求められているとの認識でよいか。</p> <p>2. 上記1.に関連して、仮に組成会社が販売対象として想定する顧客属性を特定していない場合には、販売会社の行動として、組成会社に対して販売対象として想定する顧客属性を特定するよ</p>	<p>顧客本位の業務運営の実践のためには考えうる対応方針と思われる一方で、原則(案)を採択する／しないは各金融事業者の判断であるところ、現実的な対応としてどのような想定をされているのか考えを確認したいため。</p>

番号	該当箇所	意見・質問・確認事項等	理由
	(P.6)	う要請することが求められるのか。また、組成会社の行動として、販売会社に対して組成会社が販売対象として特定した顧客属性に沿った販売をするよう要請することが求められるのか。	
7	【従業員に対する適切な動機付けの枠組み等】(P.6)	「顧客の最善の利益を追求するための行動、(中略)を促進するように設計された報酬・業績評価体系」について、設計方法としては、加点・報酬上乘せをする方法と、減点・報酬減額をする方法のいずれも考えられるとの理解でよいか。	確認のため。
8	—	『金融審議会 市場ワーキング・グループ報告～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～』では、顧客本位の業務運営を確立・定着させていくための方策として、「(略)また、有識者等で構成される第三者的な主体が、例えば民間における自発的な取組みとして形成され、金融事業者全般あるいは各金融事業者の取組方針や取組状況を顧客の立場から評価し、評価結果を公表するといったメカニズムが存在すれば、顧客が金融事業者を選別する上で参考になると考えられる。」との提言がなされている(P.6)。 上記提言は顧客に資することを目的とした方策と思われるが、例えば金融事業者が他の金融事業者のベスト・プラクティスを参考にできるような仕組み等、金融事業者が原則(案)を踏まえた取組みを進める一助となるような方策についても検討いただきたい。	—

以上